平成２２年（フ）第４２４号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田398番地４
債務者　川田　信孝
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
大分県杵築市大字大内4586番地８
債務者　宮内　照美
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
宮崎市堀川町７番地　宮田アパート202号
債務者　柴　　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０７号
長野市大字石渡35番地２
債務者　竹下　　税
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
長野県諏訪市南町７番地５　ハイムウィステリア202、前住所長野県茅野市玉川5117番地７
債務者　小野　美紀
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７３号
長野県飯田市大瀬木871番地４
債務者　吉澤　淳二
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第９５号
佐賀県唐津市半田3738番地
債務者　手島まきよ
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１０３号
佐賀県唐津市鏡1314番地１　ヴェルデシャトーＣ202
債務者　伊藤　和宏
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１０４号
佐賀県唐津市鏡1314番地１　ヴェルデシャトーＣ202
債務者　伊藤　倫子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２３５号
青森県弘前市大字松ケ枝５丁目14番地４　城東マンション201号、申立時の住所青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入18番地６
債務者　土岐多賀士
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２４６号
青森県弘前市大字西城北２丁目４番地25
債務者　西村　真子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２７４７号
名古屋市千種区春里町２丁目40番地　県営春里住宅２―202号
債務者　平田美奈子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８３号
富山市婦中町新町3145番地　明日香寮、前住所富山県中新川郡立山町泉320番地
債務者　水野　美鈴（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４４号
岡山県津山市市場2151番地
債務者　近藤　久博
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２７７号
北海道上川郡新得町西３条北１丁目２番地１
債務者　工藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
熊本県玉名市玉名2054番地11
債務者　伊藤　千秋
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第７９５号
熊本県宇城市不知火町高良2187番地２
債務者　中山アツ子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２９５号
宮城県塩竈市松陽台１丁目１番５号
債務者　尾形八重子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係